

社会福祉法人西陣会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- (イ)児童厚生施設の経営
- (ロ)放課後児童健全育成事業の経営
- (ハ)障害福祉サービス事業の経営
- (ニ)一般相談支援事業の経営
- (ホ)特定相談支援事業の経営
- (ヘ)障害児相談支援事業の経営
- (ト)移動支援事業の経営
- (チ)地域活動支援センター事業の経営
- (リ)地域子育て支援拠点事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人西陣会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、子育て世帯、障がい者世帯、経済的に困窮する者等、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、京都市上京区元誓願寺通り千本東入ル元四丁目430番地の2に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置くこととし、理事の定数を超える数とする。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当法人が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員は無報酬とする。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定期評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長の選任)

第14条 評議員会に議長を置く。

2 評議員会の議長は、会議に出席した評議員のうちから互選する。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第16条 評議員の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1)理事 6名以上8名以内
 - (2)監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
 - 3 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

- 第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を

執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第22条 理事又は監事の任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3 理事又は監事は第17条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当する時は、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った時。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またこれに堪えない時。

(役員の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第25条 この法人に職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長ほかの重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けた時又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 顧問

(顧問)

第31条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会、評議員会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 顧問は無報酬とする。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 京都市上京区元誓願寺通り千本東入ル元四丁目430番地の2所在の鉄筋コンクリート造地上4階建西陣児童館 館舎 1棟（延床面積270.67平方メートル）

- (2) 京都市上京区元誓願寺通り千本東入ル元四丁目430番地の2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建デイ 館舎 1棟（延床面積196.83平方メートル）
- (3) 京都市上京区元誓願寺通り千本東入ル元四丁目430番地の2所在の西陣児童館・デイ 敷地（348.72平方メートル）
- (4) 京都市上京区元誓願寺通り千本東入ル元四丁目430番地の3所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建デイ・居宅 館舎 1棟（延床面積201平方メートル）
- (5) 京都市上京区元誓願寺通り千本東入ル元四丁目430番地の3所在のデイ・居宅 敷地（147.95平方メートル）
- (6) 京都市上京区元誓願寺通り千本東入ル元四丁目424番地1所在の木造瓦葺2階建共同生活援助 館舎 1棟（延床面積202.61平方メートル）
- (7) 京都市上京区元誓願寺通り千本東入ル元四丁目424番地1所在の共同生活援助 敷地（278.68平方メートル）
- (8) 京都市上京区中筋通千本東入西亀屋町 340番地所在の木造瓦葺平屋建デイ 館舎 3棟（延べ床面積75.77平方メートル）
- (9) 京都市上京区中筋通千本東入西亀屋町 340番地所在の木造瓦亜鉛メッキ鋼板交葺2階建デイ 館舎 1棟（述べ床面積97.98平方メートル）
- (10) 京都市上京区中筋通千本東入西亀屋町 340番地所在のデイ 敷地（167.50平方メートル）

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第40条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとする時は、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による同意及び評議員会の承認を得て、京都市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、京都市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、法人事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5)貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を法人事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を法人事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする時は、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による同意及び評議員

会の承認がなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

京都市民福祉センターの運営

(イ)障害児家庭療育援助事業

(ロ)障害者自立援助事業

(ハ)青少年ボランティア育成事業

(二)レスパイトサービス事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第41条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第9章 解散

(解散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の承認を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとする時は、評議員会の承認を得て京都市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を除く。を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をした時は、遅滞なくその旨を京都市長に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人西陣会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(役員の責任の免除)

第46条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(施行細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 川島 春雄

常務理事 水谷 洋一

理事 深田未来生

理事 研川 真旬

理事 井上 雅治

理事 服部 素

理事 長井 晴喜

理事 山手 重信

理事 桂田 雄次

理事 山本 恵

理事 高谷 泰市

理事 平田 義

理事 高橋 治一

理事 宮井久美子

監事 水上雄一郎

理事 翼 文藏

監事 石川 隆

1998年 7月21日 変更

1999年 8月 4日 変更

2003年 2月28日 変更

2003年10月22日 変更

2004年 4月 9日 変更

2005年 4月26日 変更

2007年 8月 6日 変更

2009年 9月 2日 変更

2010年 5月 11日 変更

2013年 3月 29日 変更

2014年 6月 10日 変更

2015年 4月 14日 変更

2015年 5月 28日 変更

2017年 2月 16日 変更

2019年 4月 26日 変更

役員の報酬並びに費用に関する規程

社会福祉法人 西陣会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西陣会（以下「本会」という）定款第24条の規定に基づき、役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(適用範囲)

第3条 この規程は、役員が法人の職員である場合は、適用しない。

(報酬の支給)

第4条 本会は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第5条 本会の全理事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

2 本会の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

(報酬等の額の決定)

第6条 個々の役員の報酬は別表に定める金額とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員に対する報酬等の支給の時期及び方法は、次の各号に定める方法とする。

- (1) 役員に対する報酬等は、理事会を除く法人業務のために出勤した都度支給する。
- (2) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

本規程は、2019年4月1日より実施する。

2019年6月15日 変更

【別表】

役員の報酬等の額

(理事・理事長)

区分	報酬日額
理事会を除く法人業務のための出勤	10000 円

(監事)

区分	報酬日額
監事監査への出席	15000 円